

要 望 書

全国公民館振興市町村長連盟

「教育立国としての社会教育の充実」について

お願い

平成 30 年 4 月 27 日

全国公民館振興市町村長連盟

会長 前田 穰（宮崎県綾町長）

はじめに

昭和 21 年に公民館の設置が推奨されて、国を挙げて公民館の設置が進みました。これまで 70 年以上が経過し、公民館活動を中心として、地域社会の健全な発展を推進するための基礎的機能の充実に多大なるご支援をいただいたことに、公民館活動振興を重要課題として取り組んできた地方自治体の長としてお礼を申し上げます。現在では公民館等における社会教育行政だけでなく、さまざまな場で社会教育が行われております。

公民館の設置が推奨された当初は教育委員会制度そのものが存在しなかったことから、公民館は首長部局で一体的に所管されてきました。教育委員会制度が発足した後も、社会教育行政を重要視してきた自治体の長は教育委員会とよく連携して関係部署の体制を充実させて教育施策を推進してきました。

このたび、公民館の所管についての議論がされておりますが、すでに公民館条例を廃し、コミュニティセンター等への移行を実施した自治体や、自治公民館制度を採用し、自治体との連携のもとで、名実ともに地域住民が主体となって行政と良好な関係のもとでの社会教育活動により地域課題の解決に取り組む自治体も数多く存在します。このようなことから、現時点において「公民館の所管を弾力的に運用すること」に限っては大きな問題はないものと思料します。

しかし、弾力的運用に付随する影響は少なからず存在します。これまで継続して社会教育行政を市町村で取り組んできたにも関わらず、コミュニティについて表面的な捉え方に基づく組織再編により、市町村から社会教育機能が消え失せてしまう懸念があります。これは当該市町村の施策全般に社会教育の理念が欠落しているために起こります。

実際に公民館条例を廃し、地方自治法に基づく施設に移行した一部の自治体では、その施設が単なる「レンタル会議室」となってしまい、社会教育行政による地域社会への好ましい導きが消失し、地域社会の行政との協働が機能していない状況も散見されます。「縦割り行政」にはメリットとデメリットの両方があります。デメリットが大きく影響した場合は「社会教育行政を行う」という基本的なことが蔑ろになる懸念があり、我が国の社会教育行政そのものが形骸化してしまう恐れがあります。

また、「小規模多機能自治」等、教育行政を拠点としていない取り組みも推進されています。中心的役割を担っている市では「月刊公民館」（発行 公益社団法人全国公民館連合会）に次のように寄稿しています。「刻々と変化する社会に対応していくためには、課題をつかみ、解決方策を考え実践し、その結果を振り返って改善し、更に高めていくサイクルが必要です。その過程において学びは欠かせず、あるいはその過程そのものが

学びにつながります。そして運営サイドには、主役は住民であることを常に念頭におき、促し、支えていく姿勢が必要だと思います。」「大切なのは、公民館という“箱”にあるのではなく、その中身であり、その手段として“箱”はあるはずですが。そしてその中身として、何かを生み出し、実現していくのは人であり、何事においても人の存在なくしてはあり得ません。」(月刊公民館／平成27年5月号)。しかし、一部の自治体では小規模多機能自治が提唱している「理念」を放棄し、「形式」だけ導入してしまい、結果として「地域と行政が分断されてしまう状態」も生じています。小規模多機能自治の推進1つを取り上げてみても、社会教育行政の導きが必要不可欠です。日常生活における課題解決機能を担保するために教育行政的見地からの導きが求められています。

国でも改革が進められ、このたび「社会教育主事」の養成課程が見直され、新たに「社会教育士」の称号が付与される文部科学省令が施行されました。配置率の低さで大きな課題であった社会教育主事の活躍の場が広がり、その存在があらゆる分野で注目を集め、「社会教育士」が大きく飛躍し、我が国の社会のなかで欠かせない存在となることを期待しています。また、今年の10月に計画されている文部科学省の組織再編では「総合教育政策局」が設置され、「社会教育振興官」という大きな責務を司る新たな役職も新設されます。

これらの改革が、社会教育行政における明確な理念及びビジョンを国全体で共有することにつながり、長期的な戦略、それを実施する戦術及び計画を道標の策定に結びつくことで、前述のデメリットによる懸念も解消されることとなります。その結果、我が国の社会教育行政が総合教育政策として、文部科学省、都道府県、市区町村で喫緊の課題として取り組む体制が整うことで、公民館をはじめとした地域社会の健全な発展に資する施設の活動が大きく前進します。

文部科学省における組織再編の説明では社会教育分野への注力は後退しないと明言されています。そのことは教育行政を司る最高機関である文部科学省が中央教育審議会と一体となり、各省庁、各分野を横断した強い指導力を発揮されることで証明されるものと期待します。我が国全体の社会教育における基礎的能力の維持及び向上を実現するために、以下の項目について国の全面的な支援を賜りたく、ここに強く要望いたします。

記

社会教育行政の包括的執行について

以上

社会教育行政の包括的執行について

公民館の所管を現状維持で教育委員会に限定するにしても、首長部局を含めた弾力的な運用に移行するにしても、市町村が負う社会教育行政執行に対する責任は変わりません。所管がどのような形になろうとも社会教育行政を担う職員が活躍できる環境を醸成することが必要です。しかし、法律で設置が義務付けられている「社会教育主事」も設置率は低く、社会教育行政が適切に執行されているとは言い難い状況も散見されます。そのため、社会教育主事の質の向上を図るために養成課程を改正し、新たに社会教育士の称号を新設することとなりました。

また、市町村長のもとに有能なブレーンを配置することは、市町村行政の適切な執行において大きな力となります。現状はそれぞれの長の判断で必要と思われる人材を配置していますが、社会教育については教育委員会所管ということもあり、市町村によっては優先順位が必ずしも高く設定されていません。さらに、汎用性の高い社会教育施設である公民館の所管が流動化した場合には、社会教育を行う基礎的能力が所管変更の手続きの途中で埋没あるいは消失してしまう可能性を否定できません。

しかし、地域産業、公衆衛生、福祉等、すべての分野においてそれらに関わる社会教育活動を公民館等で行うことは最も効率的であり、本来市町村行政全体で十分に行われてしかるべきものと考えております。市町村における社会教育行政が総合的・包括的に執行されるために、有能な人材配置を実現すべく、次の事項について国の支援を受けられるよう、制度改正を含めて、特段のご理解とご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- (1) 所管の弾力的運用に移行した場合に、公民館が担う社会教育行政について、一切の後退を認めず、社会教育が推進されるよう国の導きを強化すること。
- (2) 各省庁で行う施策について社会教育的アプローチからの事業展開を促進すること。
- (3) 「社会教育士」を地域産業、公衆衛生、福祉等、市町村行政が担うすべての分野において、社会教育に立脚した施策提案ができる提言者として育成すること。
- (4) (3)の能力を備えた「社会教育士」1名を、市町村長のもとへ国費で配置し、その高い能力を発揮できる制度を新設すること。
- (5) 国において社会教育行政が達成すべき「理念」及び「ビジョン」を策定し、戦略及び戦術について指導助言を行うこと。その上で「社会教育士」の施策提案を参考にして、地方自治体が社会教育行政の計画を策定できるよう制度を整えること。

- (6) 社会教育を行うものに対する都道府県レベルでの研修会等の実施を促し、研修機会の確保について国の導きを強化すること。
- (7) 各省庁で行われている国の補助金、民間団体で行われている資金援助等について調査を行い、公民館の活動振興への活用について指導助言を行うこと。

以上

全 国 公 民 館 振 興 市 町 村 長 連 盟

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-16-8 飯島ビル 3 階
電話：03-3539-1005 FAX：03-3501-3481
e-mail：master@koshinren.jp web：http://koshinren.jp/

